

質問項目	本市の指定管理者や委託事業者及びその従業員等への対応について
<p style="text-align: center;">【質問者 村上 直樹 議員（公明党）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために事業者が休業し、従業員等の本来の勤務日数を減少させた場合は、労働基準法第26条に基づき、休業させた所定労働日について、平均賃金の60%以上の賃金を支払う義務が発生します。</p> <p>本来、賃金の支払いについては、雇用契約関係にある雇用者と被雇用者との問題ではありますが、国は、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金等の特例を設けて、事業者や労働者を守ろうとしています。そこで、お伺いします。</p> <p>今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、指定管理施設の休館や委託業務の中断、中止等により業務が減少した中で、市が行うサービスや業務をお願いしている指定管理者や委託業者に対して、指定管理料の補填や委託料の支払いをする際は、従業員の人件費等も含めた考えのもとでの対応となっているのか、お聞かせ下さい。</p>	
<p style="text-align: center;">【答弁者 北橋 健治 市長】</p> <p>本市の指定管理者、委託事業者の支払いにあたって、従業員の人件費等を含めた対応になっているかというご質問でございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止策として行った公共施設の臨時休館、また市が主催するイベントの中止又は延期等によって、民間事業者に対して様々な影響が生じていると認識しております。</p> <p>このため、今年3月、本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、本部長である私から「市の業務における受託者の方への影響が最小限となるよう、契約書や協定書等に基づいて、適切に対応するように」と指示を出したところであります。</p> <p>具体的には、指定管理者については、通常の指定管理業務については、業務の履行や履行準備に要した経費などを適切に算定し、基本的には、当初の予定どおり支払うこと。また施設の入場料や売店の売上などの収入減少については、損失額を精査した上で合理的な金額を補償すること。以上を基本として対応しております。</p> <p>また、委託業務についてであります。契約書に基づいて、まず、履行中止に至った場合には、その時点における履行の確認を行い、履行が確認できた部分に対して委託料を支払うこと。また、追加業務等が必要となった場合には、必要に応じ変更契約を行った上で、業務を行ってもらい、委託料を支払うこと。また受注者が損害を受けた場合には、受注者と協議を行い、必要な補償をすること。以上を基本として対応しております。</p> <p>これらの対応を行うことで、従業員の人件費等についても考慮した内容となっております。</p> <p>加えて、雇用調整助成金等の活用を促すなど、国の事業も最大限活用しながら、本市業務における受託者の方への影響が最小限になるよう、引き続き努力をしております。</p>	